

令和5年度 運動の趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者など、船舶運航に直接関わる者、マリンレジャー愛好者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民に対しても、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る必要がある。

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、中央交通安全対策会議において作成された交通安全基本計画では、国民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であるとしている。また、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図ること等を目的とした海洋基本法(平成19年法律第33号)に基づき、閣議決定された海洋基本計画においても、民間団体・関係行政機関が緊密に連携し、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する旨がうたわれている。

近年の海難の発生状況を見てみると、船舶事故全体の隻数は減少傾向にあるものの、依然として、悲惨な海難事故の発生は後を絶たず、引き続き、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図っていく必要がある。

このため、広く国民の「海」に対する理解と認識を高めることを目的に設けられている「海の月間」(7月1日～31日)の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、国民の理解を得られる方法により、令和5年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとする。

期間

令和5年7月16日(日)から31日(月)